

大 個 審 第 1 2 号
(答 申 第 3 0 8 号)
平 成 2 9 年 9 月 2 0 日

大阪府警察本部長 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 野 田 崇

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成29年8月24日付け犯本第1042号で諮問のあった「堺市と試行実施中の被疑者の勾留時における通知制度の本格実施への移行」に係る大阪府個人情報保護条例第8条第2項第9号に規定する個人情報の目的外提供について、生活保護の二重支給を防止するため被収容者情報を提供するという本通知制度の公益性に鑑み、また、これまでの試行実施の検証において、本通知制度が実際のニーズに即した迅速な生活保護を阻害することがないことが確認され、被収容者情報を目的外に提供することについての相当性が認められたことから、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じ、慎重に実施することを前提に、本通知制度の本格実施への移行を認めることを答申する。

記

- 1 本通知制度の目的は、収容期間における二重支給の防止にあるのであって、不正受給を解消する目的で行うものではないことを、堺市とともに十分周知すること。その際、被保護者に対する偏見を助長することがないように、堺市とともに併せて十分説明すること。
- 2 本通知制度の主旨について被保護者の十分な理解を得られるよう努め、また、本格実施後においても実際のニーズに即した迅速な生活保護を阻害することがないように、堺市とともに常に検証すること。
- 3 実施機関が、被収容者情報を取り扱う際、警察本部において個人情報を集約する職員を最小限度に限定するなど、個人情報の管理について厳正に取り扱うこと。
- 4 実施機関から個人情報の提供先である堺市に収容事実を伝達する際には、提供先の担当者を限定するほか、個人情報の管理方法等について、堺市と検討した上で厳格に定めること。
- 5 堺市において、実施機関から提供された情報と生活保護情報とを突合した結果、生活保護の支給事実がないことが判明した場合は、堺市に対し、迅速かつ確実に当該個人情報を削除するよう求めること。
- 6 本通知制度の運用について常に検証を行い、個人情報の取扱いに問題や疑義が生じた場合には、直ちに制度の運用を休止し、当審議会に報告すること。
- 7 本通知制度の運用状況について、おおむね1年後を目途に、本審議会への報告を行うこと。